# 鹿児島県公報

令和元年7月12日(金)第20号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

- ○鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(※) (経営金融課取扱い) 1 告 示
- ○保安林の指定

(森づくり推進課取扱い) 2

○救急病院等の認定(2件)

(保健医療福祉課取扱い) 2

○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止

(社会福祉課取扱い) 2

○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件)

- (社会福祉課取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い)4
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
- 医療機関の指定 (障害福祉課取扱い)4
- ○県営土地改良事業の工事の完了(4件)

(農地整備課取扱い) 4

○公共測量の実施

(監理課取扱い) 5

○証紙販売人の指定

(会計課取扱い) 5

**公**○令和元年度クリーニング師試験公告

(生活衛生課取扱い) 5

○一般競争入札公告

- (会計課取扱い) 7
- 選挙管理委員会告示

告

○政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会取扱い) 10

#### 公安委員会公告

- ○警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告
- (生活安全企画課取扱い) 12
- ○警備員指導教育責任者講習 (新規·追加取得講習) 実施公告
- (生活安全企画課取扱い) 15

### 規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県規則第7号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則(平成16年鹿児島県規則第98号)の一部を次のように 改正する。

第7条中「定める区分」を「掲げる区分」に改め、同条第2号中「年利0.5パーセント」を「年利0.45パーセント」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則第7条の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

### 告示

#### 鹿児島県告示第199号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

鹿児島市吉野町9668番1,9669番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第200号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

7,476 F 11,566 7/1=12	
病院の名称	所 在 地
恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番22号

2 認定の有効期限

令和4年6月30日

### 鹿児島県告示第201号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の診療 所を救急診療所として認定した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所 在 地
医療法人EMS森戸救急クリニック	曽於市末吉町二之方6013

2 認定の有効期限

令和4年6月30日

#### 鹿児島県告示第202号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年7月12日

	<u> </u>
鹿児島県知事	三反園訓
此几面不凡于	/X Ø I//

名称	所 在 地	廃止年月日
国分脳神経外科分院	霧島市隼人町見次554-1	平成28年1月31日
つばさ薬局	鹿屋市寿八丁目715番地9	平成31年3月29日
いわきり歯科クリニック	霧島市国分広瀬三丁目6番68号	平成31年3月31日
さくらの杜薬局	霧島市牧園町高千穂3617番地131	平成31年4月30日
西宮島調剤薬局	姶良市西宮島町5-3	令和元年5月25日

#### 鹿児島県告示第203号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
国分脳神経外科分院	霧島市国分向花133番地2	平成28年2月1日
いわきり歯科クリニック	霧島市国分広瀬三丁目6番68号	平成31年4月1日
さくらの杜薬局	霧島市牧園町高千穂3617番地35	令和元年5月1日
国分脳神経外科病院	霧島市国分向花133番地2	令和元年5月1日
市民調剤薬局	阿久根市塩鶴町二丁目124番の2	令和元年6月1日

#### 鹿児島県告示第204号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		業 者 事 業 所			<b>北</b>	11 12 7
名称	主たる事務所の所在 地	名称		所 在 地	指定年月 日	サービスの種類
プレイン株式会社	宮崎市学園木花台北	おの薬局		霧島市隼人町小田字	平成27年	居宅療養
	三丁目8294番地9			森畑2397番 1	11月1日	管理指導
有限会社ツサキ商	霧島市福山町福山	前目薬局		伊佐市菱刈前目789	平成30年	居宅療養
事	4517番地 3			- 3	11月1日	管 理 指
						導,介護
						予防居宅
						療養管理
						指導

#### 鹿児島県告示第205号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

氏	名	施術所の名称及び所在地	指定年月 日	施術の種類
脇静一郎		フレアス在宅マッサージ薩摩川内	平成31年	あん摩マッ
		薩摩川内市平佐町1271番地2メルヘンハウス	2月25日	サージ指
		203		圧, はり,
				きゅう
中村海人		フレアス在宅マッサージ薩摩川内	平成31年	あん摩マッ
		薩摩川内市平佐町1271番地2メルヘンハウス	3月1日	サージ指
		203		圧, はり,
				きゅう
浜田正徳		フレアス在宅マッサージ薩摩川内	平成31年	あん摩マッ
		薩摩川内市平佐町1271番地2メルヘンハウス	3月1日	サージ指
		203		圧, はり,
				きゅう

#### 鹿児島県告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年7月12日

鹿児島県知事	三反園訓
	. / 乂 / 宋   山川

薬	局	辞退年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
あっぷる調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23番5号	令和元年	育成医療・更
		6月22日	生医療
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	令和元年	育成医療・更
		6月30日	生医療

#### 鹿児島県告示第207号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

薬	局	指定年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	令和元年	育成医療・更
		7月1日	生医療

#### 鹿児島県告示第208号

土地改良事業県営農地防災(農村災害対策整備)(旧:農村災害対策整備)(農業用用排水施設整備)舞敷野地区の工事は、平成28年3月29日に完了した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第209号

土地改良事業県営農地防災(農村災害対策整備)(旧:農村災害対策整備)(農用地利用保全)舞敷野地区の工事は、平成28年12月20日に完了した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第210号

土地改良事業県営農地防災(農村災害対策整備)(旧:農村災害対策整備)(暗渠排水)舞敷野地区の工事は、平成30年9月21日に完了した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第211号

土地改良事業県営農地防災 (ため池等整備) (旧:土砂崩壊防止) (農業用用排水施設整備) 道上地区の工事は、平成31年3月26日に完了した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第212号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, 鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(吉野地区土地区画整理事業 出来形確認測量)
- 2 作業の期間 令和元年7月1日から令和2年1月17日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市吉野町

#### 鹿児島県告示第213号

鹿児島県証紙条例(昭和38年鹿児島県条例第56号)第5条の規定により、収入証紙販売人を 次のとおり指定した。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住所	販売所の所在地	指定年月日
岩井観光開発株式	鹿児島市上福元町6825	鹿児島市上福元町6870	令和元年7月8日
会社	番地1	番地	
代表取締役		谷山中央自動車学校	
岩井陽典			

### 公告

令和元年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の期日及び場所
  - (1) 学科試験

ア 期日 令和元年11月17日(日)午前10時20分から

イ 場所 サンエールかごしま (鹿児島市荒田一丁目4番1号)

(2) 実地試験

ア 期日 令和元年11月17日(日)午後1時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館 (鹿児島市高麗町27番22号)

- 2 試験の科目
  - (1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

- ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能 (繊維選別,薬品鑑別及び仕上げ)

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者,旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手数料

7,200円

- 5 受験手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 受験願書
    - イ 履歴書
    - ウ 受験資格を有することを証明する書類
    - エ 写真(出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形(縦5センチメートル, 横4センチメートル)のもので,裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
    - 注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提 出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない 旨の記載と確認印を受けること。
  - (2) 提出書類等の提出先
    - ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所(指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあっては加世田保健所,出水保健所の管轄する区域に居住する者にあっては川薩保健所, 大口保健所の管轄する区域に居住する者にあっては姶良保健所,志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあっては鹿屋保健所)

イ 県外に居住する者

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあっては、現金を当該郵便に同封することで 鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

令和元年9月2日(月)から同月30日(月)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和元年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び各保健所(指宿保健所,出水保健所,大口保健所及び志布志保健所を除く。)において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒(縦33.2センチメートル、横24センチメートル(角形2号))を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

- 9 その他
  - (1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課(電話 099-286-2784)

又は各保健所(指宿保健所, 出水保健所, 大口保健所及び志布志保健所を除く。)に対して行うこと。

- (2) 書類提出上の注意
  - ア 住所は、詳細に記入すること。
  - イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。
  - ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便(現金を同封する場合にあっては、現金 書留郵便)によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書する こと。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和元年7月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等の名称及び数量 財務会計システム用機器の賃貸借 一式
  - (2) 借入をする物品等の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 令和元年11月30日
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
  - (5) 借入期間

令和元年12月1日から令和6年11月30日

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和元年8月1日午後5時15分までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類 を添付して,直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和元年7月12日から同月19日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局会計課出納管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

令和元年8月20日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月21日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎8階)会議室8-出-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 (2)に同じ。
- (4) 交付期限 令和元年8月1日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書の提出期限までに納付すること。ただし,入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約 に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお,契約保証金は,契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局会計課出納管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3775

ファックス番号 099-286-5639

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED: Financial Accounting System Equipment: 1 Set
  - (2) DELIVERY PERIOD:

30 Novemver 2019

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation from

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 20 August 2019

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Accounting Division

Treasury Buerau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099 - 286 - 3775

FAX 099 - 286 - 5639

### 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による 設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法 第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管 理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出 があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次の とおりである。

令和元年7月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
  - その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
  - (1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

					公職の候補	
政治団体の	代表者の	会計責任	主たる事務	公職の種類	者の氏名及	届 出
					び公職の種	
名 称	氏 名	者の氏名	所の所在地	(第一号)	類	年月日
					(第二号)	
合原ちひろ後	合原 千	泉 広明	鹿児島市荒	参議院議員	合原 千尋,	令和元年
援会	尋		田 1 - 4 -		参議院議員	5月15日
			14丸田ビル			
			2 F			

### (2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の	代表者の	会計責任	ナキフ東敦正の正左地	公職の種類	届 出
名 称	氏 名	者の氏名	主たる事務所の所在地	(第一号)	年月日
おくやま雅貴	奥山 雅	福沢 峰	鹿児島市加治屋町12-13	参議院議員	令和元年
後援会	貴	洋	福岡デンタルビル 6 F		6月17日
保岡宏武後援	保岡 広	保岡 広	鹿児島市上之園町15-10	衆議院議員	令和元年
会「宏友会」	武	武	一 2 階		6月18日

### (3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名		会計責任者の		主たる事務所の所在地	届 出
久旧四件 07 4 初	10五	H * 7 PQ 7A	氏	名	工厂包事奶用等用压起	年月日
川越桂路後援会	川越	桂路	川越	智子	鹿児島市加治屋町6-	令和元年
					8	6月18日
前田たかし後援会	井川	重俊	岩﨑	強志	垂水市新御堂1070	令和元年
隆盛会(りゅうせ						6月3日
いカルい)						
村岡強志後援会	村岡	強志	村岡	佐知子	伊佐市大口里574-10	令和元年
						6月5日

- 2 異動の届出があった政治団体
  - (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

	政治団体の名称	代表者	<b></b> 手氏名	異動事項		新	旧	異 年 月	動日
	自由民主党大浦支	寺薗	美郎	会計責任者	伊尻	定美	貴島 修	平成3	1年
	部			の氏名				3月1	日
	自由民主党鹿児島	橋口	均	代表者の氏	橋口	均	内 清治	令和元	产年
	県柔道整復師会支			名				5月1	2日

603

## (2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏》	名 異動事項	新	IΒ	異 動   年月日
尾辻秀久後援会	村岡 淳雄	雄 主たる事務	鹿児島市大黒	鹿児島市鴨池	平成31年
		所の所在地	町 3 - 18	新町6-5-	4月27日

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異 動 年 月 日	
いの幸二後援会	浜田 保	代表者の氏 名	浜田 保	岡本 幸一	平成31年 2月1日	
おさだ徳太郎後援会	長田 徳太郎	会計責任者 の氏名	早田 一央	西野 直子	平成30年 4月1日	
鹿児島県介護政治 連盟	松村 武久	主たる事務所の所在地	鹿児島市下福 元町9563	鹿児島市山田 町2017-1	平成31年 4月16日	
		代表者の氏名	松村 武久	川島・晴美		
		会計責任者の氏名	下野 浩	肥後秀憲	A = -11	
鹿児島県建築士事 務所政治連盟	川口 利昭	代表者の氏名	川口 利昭	古川稔	令和元年 5月30日	
鹿児島県歯科衛生 士連盟	福重雅美	主たる事務 所の所在地	鹿児島市和田 一丁目29-41	出水市下知識 町896	令和元年 5月19日	
		代表者の氏 名	福重雅美	窪 まさ子		
		会計責任者 の氏名	山﨑 真由美	山之内 智子		
鹿児島県柔道整復 師連盟	橋口均	代表者の氏 名	橋口均	内 清治	令和元年 5月12日	
幸福実現党鹿児島県本部	松澤 力	主たる事務所の所在地	薩摩川内市中 郷二丁目12- 29松澤様方	鹿児島市草牟 田二丁目47- 9松澤様方	令和元年 5月27日	
小山田くにひろ後 援会	田中 久嗣	主たる事務 所の所在地	始良市蒲生町 上久徳2537- 2	姶良市蒲生町 上久徳2537	平成31年 3月23日	
		代表者の氏 名	田中 久嗣	小山田 正彦		
下鶴隆央後援会	上野 宏美	主たる事務所の所在地	<ul><li>鹿児島市谷山</li><li>中央1-4388</li><li>-206</li></ul>	鹿児島市小松 原2-14-22	令和元年 6月1日	
たぶちがわとしひ ろ後援会	田渕川 寿広	主たる事務 所の所在地	熊毛郡中種子 町野間4307- 7-205	熊毛郡中種子 町野間16900 -1	令和元年 5月10日	
永井章義後援会	永井 章義	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬井 根町4番27号	奄美市名瀬幸 町12-22泉二 ビル1階	平成31年 4月10日	
前田しゅうじ後援会	前田 終止	政治団体の 名称	前田しゅうじ 後援会	前田終止後援会	令和元年 5月21日	

			会計責任者	金野 和子	徳永 霧子	
			の氏名			
前田しゅうじ後援	前田	終止	国会議員関	法第19条の7	国会議員関係	令和元年
会前進会			係政治団体	第1項第1号	政治団体以外	5月16日
			の区分	に係る国会議	の政治団体	
				員関係政治団		
				体		
			公職の種類	参議院議員		
			(第一号)			
			会計責任者	金野 和子	槐島 義則	令和元年
			の氏名			5月21日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

	( ) 图 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (							
政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日					
厚地覚後援会	霧島市牧園町高千穂	武田 透	令和元年5月10日					
	3590 - 248							
川越桂路後援会	鹿児島市加治屋町6-	川越 桂路	令和元年6月18日					
	8							
下町かずみ後援会	鹿児島市荒田一丁目4	下町 和三	令和元年5月10日					
	-14丸田ビル2F							
地域を活性化する会	指宿市開聞川尻5529-	中川 藤義	平成30年2月28日					
	1							
向井たかまろ後援会	霧島市隼人町真孝857	山口 武文	令和元年6月14日					
	番地3							
森正勝支援の会	垂水市二川552-4	森 正勝	令和元年6月14日					
吉山恒貴後援会	指宿市大牟礼3-13-	吉山 恒貴	令和元年6月12日					
	13							

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者	代表者の氏名	小陸の揺朽	資金管理団体	主たる事務所の	指 定
の氏名	代表有の以名	公職の種類	の名称	所 在 地	年月日
合原 千尋	合原 千尋	参議院議員	合原ちひろ後	鹿児島市荒田1	令和元年
			援会	-4-14丸田ビ	5月15日
				ル2 F	

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者	資金管理団体	異動事項	新	旧	異 動
の氏名	の名称	英勤爭慎	15/1	IH	年 月 日
前田 終止	前田しゅうじ	公職の種	参議院議員	霧島市長	令和元年
	後援会前進会	類			5月16日

6 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体 法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

日出むした老の氏々	次	資金管理団体でな くなった年月日
曲山をした有の氏名	資金管理団体の名称	くなった年月日
下町 和三	下町かずみ後援会	令和元年5月15日

### 公安委員会公告

警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和元年7月12日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

- 1 検定の種別及び級の区分
  - (1) 空港保安警備業務1級
  - (2) 空港保安警備業務2級
- 2 検定の実施日時,実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 空港保安警備業務1級

令和元年10月18日(金)午前9時から午後5時まで

イ 空港保安警備業務2級

令和元年10月17日(木)午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559番地1)

(3) 受検定員

いずれの検定も30人(宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし,受付先着順とする。)

- 3 検定の受検資格
  - (1) 空港保安警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規 則」という。)第8条第1号に該当する者

- イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- (2) 空港保安警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 空港保安警備業務1級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
      - (イ) 法令に関すること。
      - (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
      - (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。
      - (オ) 空港に関すること。
      - (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
      - (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (ア) 乗客等の接遇に関すること。
      - (イ) 手荷物等検査に関すること。
      - (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
      - (x) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急 の措置に関すること。
  - (2) 空港保安警備業務2級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
      - (イ) 法令に関すること。

- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (効) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急 の措置に関すること。

#### イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急 の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア期間

令和元年8月13日(火)から同月23日(金)まで(県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 提出書類
  - ア 空港保安警備業務1級
    - (ア) 検定規則に規定する検定申請書(別記様式第1号。以下「検定申請書」という。) 1通
    - (イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
    - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。) 1通
    - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1通
    - (オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後,空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(3の(1)のアに該当する場合に限る。) 1通
    - (効) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(3の(1)のイに該当する場合に限る。) 1通
  - イ 空港保安警備業務2級
    - (ア) 検定申請書 1通
    - (イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
    - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。) 1通
    - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1通
- (3) 申請先及び申請方法
  - ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること(受検者本人以外による申請,郵送等による申請は認めない。)。

6 検定手数料

空港保安警備業務1級及び同2級ともに,16,000円(16,000円分の鹿児島県収入証紙を検 定申請書に貼付して提出すること。) なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

#### 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお,実技試験においても,合格点に達しないことが明らかになった場合は,その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し,以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

.....

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)

警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責

任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和元年7月12日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習

令和元年9月9日(月)から同月13日(金)まで(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

(2) 追加取得講習

令和元年9月12日(木)及び同月13日(金)(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習

受講申込日において, 次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「3号」という。)の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を 受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員(原則として,受付先着順とする。)
- (1) 新規取得講習

10人(ただし,追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合,その人数を受け付ける。)

(2) 追加取得講習

5人(ただし,新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合,その人数を受け付ける。)

- 6 受講申込みの受付等
  - (1) 受付の期間及び時間帯

ア期間

令和元年8月5日(月)から同月9日(金)まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者 が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6か月以内に撮影した無帽,無背景の顔写真(縦の長さ4.2センチメートル,横の長さ3.6センチメートル)1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1通

- イ 新規取得講習
  - (ア) 4の(1)のアに該当する者
    - a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通
    - b 履歴書 1通
  - (イ) 4の(1)のイに該当する者
    - 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
  - (ウ) 4の(1)のウに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
  - (エ) 4の(1)のエに該当する者

- 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
  - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
  - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
  - (ア) 4の(2)のアに該当する者
    - a 警備業務従事証明書 1通
    - b 履歴書 1 通
    - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (イ) 4の(2)のイに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
    - 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1通
    - c 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
  - (エ) 4の(2)のエに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
    - b 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
  - (オ) 4の(2)のオに該当する者
    - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
    - b 警備業務従事証明書 1 通
    - c 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと(受講者本人以外による申込 み及び郵送等による申込みは認めない。)。

(5) 講習手数料

講習手数料は,講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書 に貼付して提出すること。

なお, 受講申込書を受け付けた後は, 講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

- 7 その他
  - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
  - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備 業務に係る修了証明書を交付する。
  - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
  - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター 電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)
  - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490